

第19回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成18年5月27日（土） 15時00分

場所：WEST19研修室A・B・C

委員長 時間でございますので始めて参りたいと思います。回を重ねまして、この検討委員会も今日で19回ということで、今日はいよいよこれまで頑張って議論して参りました、最終答申を決定したいと。ですから検討委員会は今日が最後でございます。あとはないのでございますね。それでお手元に最終答申書の今日の案が出ておりますけども、こうやって見ますとついにここまで来たかという感じがつくづくいたします。それで今日の進め方はお手元の次第がございますけども、先に事務局の方から報告をいただきまして、いよいよ議事は最終答申案の中身をまた最終的にチェックしていくわけですけども、これまでも何度も何度もチェックを繰り返しております。それでこの間、前回から今回の間にご意見のある方にメール等で寄せていただきまして、この間、正副委員長でその意見をまた参考にさせていただきながら、今お手元にあるやつが出来上がったわけですけども。その時の皆さん方のご意見と、それから検討結果についてはお手元の5枚ものの中に全部書かれております。こういう意見が寄せられましたので、これを我々の方で参考にして調整いたしました。それに基づいて、どんな意見が寄せられて、それがどういうふうに反映されたかということ、章ごとに事務局の方から説明していただきましょう。で、1つひとつ確認して前へ進んでいきたいと思っております。それをやって最後までいけば、最後は『はじめに』という所。私が勝手に書いたのですけども、『はじめに』を一番最後にやるということだけ確認して進めていきたいと思っております。それが終わって確定できれば、あとは事務局からの今後の手続きの連絡をしていただきますけども、最後の時間帯に、本当に検討委員会はこれが最後でございますので、この1年の感想などというのではなく、今後条例が条文化されて、いよいよ現実のものになっていくわけでございますけど、皆さんの思いを事務局に「これだけは譲るなよ」とか、「これだけは死守しろよ」とかそんなような思いがありましたら、最後に言って「絶対弱腰になるな」と事務局に励ましの言葉をみんなにかけてあげようではないかと。そうすると最後に部長の方からお礼の挨拶がきくとあると思うのです。そんなところで今日は進めていきたいと思っております。それではまず最初に事務局からのご報告をお願いいたします。

事務局(課長) それでは今、委員長からお話ございましたけれども、本日第19回目の委員会ということで、本日最終答申を確定していただきましたら、明後日、5月30日になりますけれども、いよいよ市長に最終答申書を手交するという手交式を予定してございます。市役所の本庁舎10階の市長会議室、4時半から5時

でのだいたい30分でございます。今のところ10名の方が出席したいとご希望いただいております。出席される方は4時20分に本庁舎1階のロビーにご集合願います。そちらから私ども未来局と一緒に市長会議室の方に参りたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

委員長　それですりあえずよろしいですか？それでは議事に入つて参りましょう。それではまずどこから参りましょうかね。この1ページ目、これに沿つてやりませんか？

事務局(係長)　最終答申書検討項目、各委員提出分に書いた資料がございまして、前回の検討委員会でペンディングになっていた部分ですとか、その後皆さまからメールでいただいたものをまとめたもので、約40近い項目になっております。これに従つて主なポイントを事務局の方でざつと説明させていただいて、その中でお意見などがあれば随時おっしゃっていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。まず1番目ですけれども、ここは事務局の方で『てにをは』ですとか、あるいは特に本文の中で『本項は』ですとか、『第1項は』とかそういうちよつとばらばらな表現がありましたので、例えば『は』というふうに統一させていただいておりますのでご確認いただければと思ひます。それから1ページ目、この最終答申書案の1ページ目、『最終答申書の作成にあつて』という所でございましてけれども、ここの所の第2段落目ですね。『子どもの権利条約は』という書き出しの所です。ここは委員長からもう少し気持ちのこもつた文章にしたいというご提案がございまして、ここに書いてあるような表現になっております。内容的には変わっておりませんので、言い回しとかそういう所が少し変わっているかなという程度だと思ひます。それから同じく1ページ目ですけれども、3番と4番で、6行目ですね。『大人に子どもを大切にすることを求めています』、『子どもの権利条約は』という始まり、第2段落目の2行目ですね。ここは『大人に子どもの権利を』と『権利』が入つた方がいいのではないのかというご意見ですとか、あと同じ部分で『子どもの人権』ということが何回かに渡つて出ておりますけれども、これが『権利』という方がいいのではないのかというお話もありましたけれども、ここの所は『大人に子どもを大切にすること』ということは、当然子どもの権利を大切にすることとも含んでの意味だということで、このままということでした。それから『人権』という言葉については、ここの所は子どもの人権問題のほかに、多くの人権問題があるということで、人権について触れられていることなので、ここは『人権』としたいということでしたので、このままとなっております。それから5番目、6番目は意見の通りに直してございまして、6番目は前回の時にタイトルが直つております。それから3ページ目に参りまして、「権利」と「義務」の所でございまして、7行目、8行目の所で、確か前回の時に中間答申書の表現を

うまく使えないかというようなご意見がございましたので、こちらの方を4段落目にほぼそのままの表現で入れてございます。それからその2段落目、当初2段落目の最後の方に具体的にどのような権利に対して、どのような義務が対応しているのでしょうかと。当初そこに『そもそも子どもには大人と違った特別な義務というものがあるのでしょうか』という一文があったのですが、ここは今段落をそっくり入れた部分がございます、その関係上外させていただきます。それからタイトルにつきましては、当初『(3)「権利」と「義務」の関係について』となっております。このタイトルが権利と義務はいかにも関係がありそうな表現になっているので、これについては『関係』という言葉は外しております。同様に書き出しの2行目、『中間答申書でも述べましたが、子どもの権利を考えるにあたって、常に議論の対象となったのが、「権利」と「義務」の』、以下『問題についてです』となっております。当初ここは『関係についてです』と書いてありましたので、ここもタイトルと同じような意味で直してございます。次に参りまして5ページ目に参ります。5ページ目で『最終答申書の作成に向けた議論』の所で、3段落目の子ども委員会の所ですね。こちらの方をもう少し説明を加えた方がいいのではないかというご意見が確か前回あったと思いますけども、ここは少し加えてございます。3段落目、『本委員会に属する高校生委員が中心となり』ですとか、あるいはその上の『また、条例づくりが本格化するなかで』という所を少し加えて、最後に『なお、子ども委員会の提案及び活動内容は、参考資料に掲載しています』という形で加えてございます。それから前文の所ですけれども、5ページの『最終答申書の特徴』の『権利普及』の所の2段落目の『子どもが権利を行使するためには』ということで、権利行使の部分を前文にもう少し盛り込んだ方がいいのではないかですとか、このままの方がいいのではないかとか、そういう意見が出ました。

委員長 ちょっと待ってください。もう9ページに入ってしまうですね。そこまででちょっと切りましょうか。どうでしょうか。今説明があった所は1ページから一応8ページまでの『最終答申書の作成にあたって』の部分のご意見と、その修正部分を説明していただいたのですけれども、どうでしょうか。直した所もあり、直さなかった所もあるのですけれども、よろしいでしょうか。何かご意見があれば、今のうちでございます。先へ進んだら戻りませんので。よろしいですかね。はい。では、この『最終答申書の作成にあたって』はこれで確定いたします。次、いよいよ、前文だけを少しやりましょうか。

事務局(係長) 前文については前回、答申書の5ページ目の権利行使の調整といいますが、その所をもう少し書き込んだ方がいいのではないかというようなことが出ました。メールなどでも、そこは今のままだでも十分入っているからいいのでは

ないかというようなご意見もいただきました。正副委員長の打ち合わせの際に、その権利行使の調整の部分、他人の権利も尊重しなければいけないという部分が3段落目に実は入っておりますので、全体のバランスからいくとこのままでいいのではないかということで、一旦このままということになってございます。

委員長 はい。そういうことで、前文についていかがでしょうか。日本語の流れとして、『子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りをもって生きていくように励ますことです。そして、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育てていきます』という、この『そして』でつないでいるのですけれども、なんか変ではありませんか、要するに、『子どもがそうやって育てていきます』ということですが、前の部分では『大切にすることは励ますことなんです』と言っているだけですよね。普通だったら、『それによって子どもたちは』とか、というふうにしないと、変な流れだと感じませんか。ここは、どのようにしましょうか。『生きていくように励ますことです。それによって子どもは自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育てて』。なんか変ですね。

R委員 解説の10ページには、その該当する所を読むと『そして、やがて、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育てていきます』、こちらの方がきれいにつながっているような気がします。

委員長 解説は、『そして、やがて』でいいですか。やはりこれは主語を入れなくてはいけないだろうね。『そして子どもは』、『それによって子どもは』というようにしますか？それでしたらいいですかね。では、ちょっとそういう趣旨でまた、一応『それによって』、『励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、そういう大人へと育てていきます』ということで。

A副委員長 今の所、『子どもは、社会の一員として尊重され』というフレーズですけども、この『社会』という書き方よりも、『市民社会』とか、何かそういうのが次の『札幌』というのにつながるような気がするのですが、いかがでしょうか。というのは市長の答申が『市民のパートナーとして、子どもを』というふうに位置付けて、この答申を求められてきたので、ここのフレーズは単なる一般社会という書き方でもかまわないと検討してきましたけれども、最後の所で文章的にもう少し札幌の市民というのを書けたらいいかなと感じました。

委員長 社会の一員として尊重されて、まちづくりを担っていくとなっておりますから、その社会は当然札幌の市民としての市民社会ということになるわけですし、まさか『子どもは、市民社会の一員として』というのはちょっと硬いのでは。

L委員 『市民社会』というと、きっとそれで1つの単語というか、意味のある用語だと思うのですね。『市民社会』というのは定義されている用語で、『社会』と

いうふうに広く押さえておいた方がいいのではないかなという気がします。

『市民社会』という歴史的な背景を持った、特別な用語のような気がします。

委員長　　そうですね。ここは『社会の一員として』という言い方を、我々よく使うし、その方がいいのではないのでしょうか。そのほか前文でお気付きの点はないでしょうか？ P委員、いかがですか、前文。初めてこの完成稿をご覧になりますでしょうか？

P委員　　『子どもが参加し、子どもの視点にたったまちは』という所がちょっと気になっていたのですが、こういう言い方でいいのでしょうか。『子どもが参加し、子どもの視点にたったまちづくり』というふうになると分かるのですが、『子どもが参加するまち』とか、『子どもの視点にたったまち』というのは文章としてどうなのかなと、読みながら感じたのですが。

委員長　　『大人とともにまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点にたった』、参加し、子どもの視点にたつて作られたまちということですけどね。ここはいいですね、まちづくりを担って行って、作られて、やさしいまちとなるのだから。言葉が重なるということもないから。じっと見ていると、なんか妙な心持ちになって、何か一言言いたくなるので、取りましょう。どうしてもといったら、あとでまた言ってください。では、次に参りましょう。いわゆる総則、第1章の部分、お願いします。

事務局(係長)　1章の『目的』の所で、本文で前回、この『目的』の所に子どもの最善の利益の部分の言葉を入れたらどうかというお話がありました。合わせてそこではなくて、次に関係するのですが、同じ入れるのであれば『責務』の所に入れた方がいいのではないかという話がありました。検討した結果、ここには入れずに『責務』の方で入れるということに一旦決まっております。『目的』の所はあとでもう1回、『責務』の所で述べます。それから解説の部分ですね。当初、『目的』の所の解説に議論経過が載っていたのですが、ここについては『子どもの権利条約や国連子どもの権利委員会の総括意見などの国際水準を踏まえ、子どもを権利の主体として位置づける「子ども観」や、子どもの権利に関する理解を共有しつつ、子どもの権利保障を実現することを直接の目的としていることから』ということで、少し解説を膨らませてはどうかというような意見がございまして、議論経過を除きまして、今の趣旨を加えたような解説になっております。『目的』の所の変更は以上です。

委員長　　『目的』のところだけでいいですか？

事務局(係長)　それでは次に進みますね。

委員長　　『定義』の方も。

事務局(係長)　それでは『定義』の所にいきます。『定義』の所は解説の所を、11ページ下の方の胎児の所ですね。そこが解説を少し厚くしております、『なお、「胎

児』については』以降の所ですけれども、『子どもの権利条約前文では、「子どもは、身体的及び精神的に未熟であるため、出生前後に、適当な法的保護を含む特別の保護及びケアを必要とする」と規定されており、妊娠中の母親を保護、支援することはとても大切ですが、現時点では、民法上、原則として』というふうにつながっております。解説の所は胎児の所の捉え方の解説を加えております。それから『責務』の所、先ほど『目的』の所に出て参りましたけれども、本文の所に子どもの最善の利益ということを入れまして、『市、親など保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民は、子どもの最善の利益を図るために、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません』ということにしております。それから併せて解説の所もそのように加えております。1章については以上です。

委員長 どうでしょうか。1章、総則の所は、解説も含めて。よろしいですか。では、2章『権利普及』の所に参りましょう。お願いします。

事務局(係長) 2章については特に変更点はございません。

委員長 では2章については特に変更なしということですね。いよいよ第3章、『子どもにとって大切な権利』、ここに参りましょう。

事務局(係長) 3章の方ですが、『1. 安心して生きる権利』の所、その4番目の所。前回も少し議論になっておりまして、前回の時に『子ども及びその家族の障がい、民族』というつなぎ方をしておりまして、ここは読み手の方が誤解するのではないかと、『その他性別、国籍など』という部分の所が広く読めないのではないかというような、例示というふうにはなかなか読めないというようなことが、前回の検討委員会で出ていたかと思えます。その所を『子どもまたは』というふうに、その書き出しの所を『障がい』から始まりまして、『障がい、民族、国籍、性別その他』、ここを変えております。『子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと』ということで、表現を整理いたしました。それから解説の部分ですね。解説の部分につきましても『さらに、障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由として、子ども自身が差別や不利益の被害を受けることや、子どもの生活を支えている家族が差別を受けることにより、子どもにも不利益が及ぶことも現実には少なくないため、このような差別や不利益を受けないという権利の保障が、安心して生きる権利の基盤として必要です』ということで、解説も分かりやすく書き足しています。それから本文の変更と合わせて、その言い回しもちょっと変えております。『安心して生きる権利』の所の変更点は以上です。続きまして『自分らしく生きる権利』の所に入ります。ここは解説の所で、条約の第30条の括弧書きの所ですね。『原住民』という表記がございましたけれど、ここは『先住民』というふうにして

ございます。それから『豊かに育つ権利』に参りまして、こちらの方は前回の検討委員会で、7番目の『雪国』の部分についていろいろ意見がございました。

『雪国』をどのように盛り込むのかということで、検討していきましても、本文については雪をポジティブに捉えたいという思いを子どもにも伝えていく、持っていつてもらおうということから、『雪国』の表現の所は前回と変わらない、そのままにしております、その分解説の方に文言を補足してございます。21ページのはじめの所、2行目になりますけれども、『冬の楽しさや厳しさを十分に経験できること』や、『通学路の確保など多くの人の関わりから社会全体の仕組みを学ぶことができること』というようなことを2行目、3行目にかけて雪の意味を書いてございます。それから4番目の『参加する権利』の所に参りますけれども、その2番目ですね。『表明した自分の思いや考えは尊重され、大切にされること』と。前回、ここに『年齢や成長に応じて』という表現が入っております、これはちょっと読み手に誤解を与えるのではないかという意見があって、前回の会議の中では『表明した自分の思いや考えは大切にされること』というふうになったかと思えます。こちらの方で再度ご意見がありまして、やはり『尊重され』というのは入れた方がいいのではないかというような意見がございまして、こちらについては『思いや考えは尊重され、大切にされること』ということで、『尊重され』を入れてございます。『尊重され』という所については、下の解説の中に『次に、では』という、3段落目の所に入れておまして、表明した思いや考えは、一旦まず尊重されると。そして意見については扱われ方といいますか、少数意見だからといって切り捨てないで、例えば今回ダメだったけども、そういった意見は次に生かそうとか、そういういろいろな大切にされ方があるので、それは『尊重され』と『大切にされ』というのは、意味が違うのではないかというようなご意見でした。3章については以上です。

委員長 どうでしょうか。ここはけっこう議論もしましたので、最後に、今の修正の程度の所で何とかまとまったのですけども、いかがですか？これまでの議論を踏まえて、さらに何か考えなければならない所はないでしょうか？

〇委員 解説に『年齢や成長に合わせて適切な』と書いているので、ここを見るとまた子どもが誤解するのではないかなと思います、上に書かれているのは消されているので、いいのではないかと思います。

委員長 それでは、3章はこれで取ります。次に参りましょうか。今度はより具体的な生活の場での権利保障に参りましょう。第4章です。

事務局(係長) それでは4章に参ります。4章の『3.虐待・体罰の禁止等』という所です。こちらの方は当初、ですね。『市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び心身の回復に努めなければなりません』という所でしたけ

れども、これは『体罰』という言葉が入った方がいいのではないかというような意見がございまして、今回ここに『体罰』も入れております。それから第4章の4節の『1. 子どもの参加の促進』の所です。『子どもの参加』の所でどうも解説の所が『次に、 として』という所の2行目ですけれども、各種行事等への参加とか、学校におけるとということで、学校関係の解説ばかりがあって、他がイメージしにくいといったような意見が前回あったかと思しますので、解説の方に『児童養護施設などにおける各種行事等への参加』ということで、先に入れて、そのあと『学校などにおける児童会、生徒会活動』とつなげております。それから第4章の同じく4節ですけれども、4節の『2. 市の施設の設置』の所で1行目の本文ですけれども、『子どもの参加について促進し』という表現がちょっとおかしいということで、『子どもの参加を促進し』というふうに、これは事務局の方で訂正いたしました。それから同じく4章5節、6節ですけれども、こちらの方は最初に5節が『大人への支援』。育ち学ぶ施設の大人への支援ということ。そして6節にいわゆるマイノリティーということで入っていましたけれども、やはり子どもに直接関わる部分が先で、大人への支援はあとではないかと。構成上の問題でそういうご指摘がございまして、こちららのご指摘の通り5節、6節を入れ替えてございます。それから第4章の5節、『子どものそれぞれの状況に応じた権利保障』という所の『1. お互いの違いを認め尊重する社会の形成』、ここの所の言い回しですね。こちらの方は3章の『安心して生きる』という所でも述べましたけれど、合わせて同じように表記を変えてございます。『市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別や不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません』ということで、3章と同じ理由で変更してございます。それからその解説の所について、もう少し詳しく書き込んでございます。解説1行目の所、『差別に関わる権利侵害の実態は多様かつ深刻な場合が少なくありませんし』ということで続けてございます。それから2段落目の書き出しですね。『そこで、本節では、第3章第1項において』ということで、これはカタログの所を受けているのだということの説明を書き足しております。それから5行目の所、『1項では』の段落をちょっと変えまして、第1項では『市民がお互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努めることを規定していますが、それぞれの違いを踏まえつつ、相互に尊重し合い、平等を確保していく努力を続けることによって、子どもたちの権利保障を図ると同時に、多様性を大切にす豊かな社会を目指していく方向性を示しています』ということで、そういった解説の変更のご指摘がございまして、そちらの方を生かした表記にしております。それから次のページに参りまして、『子どものそれぞれの状況に応じ

た市の役割』の所でございます。こちらの本文に今は『解消するため、次のような点に配慮した取り組みを行うよう努めます』ということで、下の4項目があくまでも例示で、他にもそういった配慮するべき点はあるという表記になっておりますけれども、例示という意味をもう少し強くした方がいいのではないかとということで、『市は、前項に挙げた差別や不利益をなくし、解消するため、次のような点をはじめとするさまざまな取り組みを行うよう努めます』というご提案がありました。で、こちらの方を検討していましたが、今の例示の部分がさらに例示の意味が強くなるのですけれども、たくさんたくさんあるという意味になることによって、逆にではなぜこれだけ出すのだという意味も強まるのではないかというお話がございまして、これはこのままということで一旦させていただいております。それから解説の2段落目の所、障がいのある子どもについて記載の所を変更してございます。それから同じく解説の所ですけれども、『次に、 ですが』と書いた所です。こちらの方は前回『外国籍等』ということで、表記の方、本文の書き出しを変更しておりますので、それに合わせて『等』の所の説明があるのではないかとご指摘がございました。それで『札幌市内で50ヶ国以上の多様な国籍の子どもたち、また、国籍は日本でも、生まれや育ちが外国であるため、十分に日本語を話せない子どもたち』ということで、『等』の部分の説明を加えてございます。それから同じく解説の最後から4行目の所、『上記各項目に限定されるような印象を与えるのではないかと懸念から』という表現を加えてございます。それから第4章の6節に参りますが、『育ち学ぶ施設職員への支援』ということでございますが、前回の検討委員会の中で『支援の重層構造』という表現、これは前文というか、解説の最初の文章の所に入っていたのですけれども、そういう文言が入った方がいいのではないかとご指摘がございましたので、今回、そちらの方に増えています。『そこで、本委員会では、子どものためには、子どもに関わる大人を重層的に支援することがとても大切なことから』ということで、書き出しを変更しております。それから第4章6節の1.『育ち学ぶ施設職員への支援』、これは本文の所に『心に余裕を持って』という部分の表現がどうなのかというご指摘がございましたけれども、これはこれまで委員会などでも十分議論して、こういった形になっているので、これはこのままでいくということになっております。4章については以上が変更点でございます。

委員長 どうでしょうか。皆さんにお寄せいただいた指摘の部分がきちんと直っているでしょうか？

B副委員長 『家庭における権利保障』の所の3番目の『虐待・体罰の禁止等』という所で、 ですが、そこに以前は『虐待』を受けた子どもに対する対応ということで書かれたと思うのですけれども、ここに『体罰』が入ったということで、

市は体罰を『迅速かつ適切な救済及び心身の回復に努めなければなりません』となった時に、それが可能かどうかという、現実的に難しいだろうと。不可能な部分というのが非常に多いというような気がするのですよね。というのは僕自身が児童相談所にいた時に、虐待に対しては確かにそういう迅速な対応というのは必要だし、法律的にそういう裏付けがありますけれども、体罰の場合というのは、虐待と体罰を同一視できないという部分がありますよね。ある程度虐待の場合には継続性が伴うというところに重点があるわけですが、体罰の場合は往々にして一過性のものというのがあるのですよね。それが積み重ねられていくと、それが継続的になって、それが虐待という形につながっていくと。そういう一過性のものにまで行政的な機関が入っていけるかどうか。それがどういう所でチェックできていくのか。例えば何か悪いことをしたからと、子どもを殴ったとします。ではそれに対して行政的に入れるかといったら、なかなか難しいだろうと思うのですよね。ですからこの部分で『体罰』という言葉をごここに入れるということは、『市は』というところの主語が『市』になってきていますから、そういうことが現実に入れるかということになると非常に難しいという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

委員長 どうですか？『虐待』と『体罰』は違うのだと。ただ、体罰と虐待なんて、線、引けないですよ。

L 委員 僕も実は虐待と体罰という線を引くのは極めて難しく、そして残念ながら虐待をしてしまう、ここは『家庭における』の所ですから、虐待をするのは親というか保護者ということになると思うのですけども、「それは強い躰をしてきたんだ」というような強い躰が実際には体罰であり、それが継続して虐待になるということだろうと思うのです。これは虐待だ、あるいは体罰に留まっているものだという線引きというのは、極めて難しいので、1項で『虐待及び体罰を行ってはなりません』と書いておいて、2項で『体罰』を外してしまえば、『虐待』に対して市は『迅速かつ適切な救済及び心身の回復』に努めますけれども、『体罰』に関しては知らないといったら変ですけど、『体罰』に関してはそういうふうに対応しないのだというような。ここで『体罰』を抜いてしまうことの方が、僕はマイナスではないかなと思って、入れてくださいと言いました。

委員長 B副委員長、親であっても体罰してはいけないのですよね。だから1回殴って体罰だとやった。それはいけないけれども、それで救済をしなければならぬケースになるのかということと、やはり虐待までにはなかなかならなくても、体罰の範囲内で子どもが苦しんでいるなどということがあるのではないかと、思うのですけど、そうしたら児童相談所は動いてくれるのではないのですか。

B副委員長 ただその棲み分けというのが非常に難しいと思うのですよね。だから例え

ば1回殴ったとか、2回殴ったからといって、それは体罰ですよ。実際に子どもを殴るということは体罰ですよ。それだからといって、それを迅速な回復だとか、心身の回復だとか、適切な救済ということにあたるのかという。むしろ虐待という所でしっかり押さえていったとこの方が整理としてはいいのではないだろうか。では、どこまでが体罰で、どこまでが虐待なのかというような線引きなんて、それは非常に難しい話ですよ。では、難しいからといって、一緒くたにして、何でもかんでも市で、例えば児童相談所にそれを救済措置だとか、そういうものをしなさいというのは無茶苦茶な話だと思うのです。それこそ民事不介入みたいなもので、そんな親と子どもの関係の中で叩かれぬことって、それではあるのか。それはいけないのだということで、はっきりここで否定してしまっているのか。ちゃんと民法の中でも懲戒権みたいなものが認められている、親に対しては、そういうものに対してまで、ここで否定しているのかと考えたら、僕はちょっと行き過ぎかなと。また行政機関としても、そこまではやれないだろうという。僕自身がやってきてもそう思う。虐待に対しては毅然として向かっていくということはやはり必要かもしれないけども、またすべきだと思いますけども、本当に体罰って、1発、2発叩いたことが、そこまで入っていきかといったら難しいし、それが恒常的に行われるのだったら体罰ではなくて、もう虐待だと判断して入れればいいわけだから。僕はそう思って、ちょっとどうなのだろうって問題を投げかけたのですけど。

委員長 児童相談所は養育相談もするのですよね。1発殴られたことが本当にそんなに問題になるかどうかは別ですけどね。

B副委員長 体罰といっても1発、2発叩かれたといって、養護相談に行くというのはまずあり得ないです。

S委員 我々のような学び育つ施設においては何をしても体罰なのでいけないですけど、家庭の中という話になった時に、体罰をどう捉えるかということ、やはり体罰をされた子どもが苦痛を感じているとか、不服を感じているとか、納得できていないとかという判断をした場合と、第三者が見ていて、明らかに行き過ぎた行為であるという場合には、親が躰の範囲だといっても、それは虐待の域に入っていくのだと思うのです。そうして定義すると、虐待と体罰の線引きって何なんだということ、本当に極めてアウトですから、本人が不服と感じていたり、第三者が行き過ぎと感じる場合の体罰は明らかに虐待に近い行為だと考えれば、ここでは載せておいた方が僕はいいのかなと。それに対して誰かが救済するという所がないと、子どもが行き場がないのかなと思うのですけど、ダメですか。

B副委員長 載せると、余計ややこしくなると思うのですよ。だから体罰と虐待というものをもっと整理していけば、行き過ぎたなら、「それは虐待だ」と言って入れ

ばいいわけだから。では、体罰と入れたなら、「叩いたのに、何でお前、入らないんだ」というようなことになってくるので、もっとその辺はちょっと整理して、しっかり体罰ということではなくて、虐待だということでもっと整理していくということを考えていけば、別にここで親と子どもの関係の中で体罰を入れることはないという気がするのですよね。当然、体罰は前の段階で禁止しているわけですから。 項の条項の中で。ここは市が行政的に、それを仲裁し、精神的な回復、身体的な回復を図らなければならないという所になってくれば、そこまで体罰という言葉を入れなければダメなのかということですよ。だから当然、虐待だという判断があるなら、入るとするのは当然だろうと思うのですけど。

委員長 どうですか、皆さん。

L 委員 僕はこの条例を子どもも読むわけですから、今の虐待と体罰の線引きがすごく難しいという話も含めて、子どもが、自分自身が体罰を受けていて、やはり耐え難いものであると認識していれば、認識するような状況であれば、虐待とはなかなか言い難いものであっても、やはり市は救済にあたるべきという、この文言をきちっと書いておいた方がいいのではないかなと思うのですね。

B 副委員長 S 委員が言っていたように、子どもがなぜ叩かれるのか？その叩かれた理由というものが、自分が叩かれる理由というものが理解されていくなれば、それは体罰であったとしても、1つの教育的な視点の中で親はやるわけですよ。しかし虐待そのものというものは、子どもがなぜ叩かれるのかというものが、むしろ子ども側に原因があるのではなくて、親側に原因があって、子どもに向けられていくというのがほとんど虐待ですよ。ですからそれでは、親が子どもを指導していくという上で、1発叩いたと。では、それで指導しなければならないのか。子どもがそれに対して納得しているという状態の中で、さらに行政的な指導が必要なのかと。そうはならないと、僕は思うのです。だから子どもが親のやることに対して理解できないような行為が成される、繰り返されるというのが虐待と、私は判断しますし、それが子どもが親がやることの行動に対して、理解、納得できる、そういう中での行為だとすれば、それは体罰ではありませんけれども、そこまで行政的な指導というものをしなければならないのかという、その辺の棲み分けというのをしていかなければならないと。だからむしろここでは前段で体罰の禁止をしているわけですから、そこに行政的な所まで指導というところで、体罰を入れていかななくてはいけないのかということ、むしろそこで入れることに懸念を感じるということですよ。

L 委員 僕は今、B 副委員長がおっしゃったように、1発叩かれたというようなことで、子どもはその一つのことだけを思って、すごく不服に思っていくということは、僕はないと思うのですね。結局、体罰を続けられていくと、子どもは自

分が悪いから殴られるのではないかなと、実は大した自分が悪くないにもかかわらず、殴られ続けることによって、自分が悪いから殴られるのだというような精神構造に陥っていく状況があると思うのですよね。ですからそれは客観的に見れば虐待だけれども、子どもにとっては自分が悪いから殴られるのは仕方がないのだと思ってしまうという、そういう構造があるから、子どもが読む条文には体罰も入れておいた方がいいのではないかということを行っているのです。

B副委員長 分かりました。それでは、ここの体罰というのは一過性というものには入らないのですか？それでは、入れるべきではないですよ。もっと体罰自体というものを明確に示していかななくてはダメですよ。

委員長 これは、こういう問題は間口は広く、それで実際にその体罰に対して、例えば児相だったら、児相が対応しなければならぬような必要性があるかどうかというのは、その時にまた考えればいい話であって、こういう権利救済の時には間口は広くしておいていいのですよ。それは1発、2発なのが、本当に相談に来るかどうか、それはどうかと思いますけども、虐待に絞ると、意外と虐待だなんていう判断というのは結構大変ですよ。ですから私は虐待、体罰を受けた子どもたちに対して、そういうような努めなければいけないという姿勢は大変けっこうなのではないかと思うのですけども、F委員、いかがでございましょうか？こういう問題についての、やはりスペシャリストでございますから。

F委員 いろんな先生がおっしゃったと思うのですが、ただ虐待自体もマルトリートメント、不適切な養育という部分も含めてくるようになってきているので、実際、児相が動く時には防止法を盾にして動くわけなので、条例ということであればやはりこういう形で、広く虐待、体罰としてもいいのかなと。札幌市の条例をもって児相が動くとかって、すぐ速効性で介入していく時には、やはり防止法で入っていくと思うので、私も広い方で両方とも入れておいても、これが現場の児相の職員に対して何かというものでないのではないかと思うのですけれど。どうですか、B副委員長。

B副委員長 これは非常に難しいというのは、通告の義務がありますよね。国民自体にです。その時に例えば体罰をしている部分をたまたま目撃したといった時に、それはあとでまた児相でよく調査すれば、それで結果的に「いや、それは虐待ではない」というところがあるのでしょうかけれども、そういうような所まで、こういうところでの迅速性というものが規定されているのではないかと、体罰に対してもですね。そういうところまで波及してくるということで、やはりそれは児童相談所に対しては、虐待ということで、またそれに疑わしきものがあったものに対しては通告をなささいという規定がしっかりとされているわけですから。ですからわざわざあえてここに親と子どもの中での体罰という関係

の禁止条項がなされているだけで、私は十分その意は汲んでくるのではないかということでは思っているのですよね。どうしても皆さんが入れるというのであれば、それはそれで仕方ないと思いますけれども、でも児相自体にとってはかなりの枷になるということは事実だろうと。

委員長 児相はそんなに困りますか。

A副委員長 ここに体罰というものまで含めてというのは、委員長の話したように間口を広くということで、それをどこで扱うかということ、必ずしも児相で扱うことではないだろうということも考えに入れて、家族が不適切な養育をすると。いろんな障がいでもそうですし、今までの常識では扱いきれない事態が発生して来るとも窺えますし、家庭におけるいろんな保育の力が非常に不足してきているという背景も考えれば、やはり広く外延させて捉えておく方がよろしかろうと。ただし解説の部分ですよね。1項の所はいいですけども、2項の先ほどからS委員が言ったように、子どもが強く体罰を受けていることを理解できない場合とか、そういうものに不服を持っている場合にはやはりきちっと迅速に受けなければいけないというふうなことを、ここに解説としてやはり書いておくべきだと思います。

委員長 解説ではちょっと触れましょうか。B副委員長、防止法が改正になって、最前線は児相ではなくて、市の窓口になるのでしょ。だから児相に来るのは重大な虐待しか来ない。だから最初は市のいろんな福祉の窓口、そういった時にだいたい分かるのではないですか。本当にそういうふうにして悩んでいて、相談に来るくらい辛いと言うのだったら、やはり受け止めなくてはいけないでしょうし。受け止めてあげて、それでも1回の相談で終わりということもあるかもしれないので、ここでは体罰と虐待というのは明確に線引きが出来ませんし、連続的なものでありますので幅広く捉えるということでまとめていきたいと思えますけども。いいのではないですか。

B副委員長 ただ虐待と体罰だけは、しっかり区別したいですよね。

委員長 区別できるかというところが問題ですよ、これまたね。難しいのではないですか。

T委員 B副委員長が言っている、虐待と体罰を区別というのは、体罰が一過性のものであるという、多分そこをおっしゃりたいのですよね。

B副委員長 ただここで、親と子どもの関係の中の一過性というものまで、修復可能性というものが求められるわけですよ。

T委員 ただこれをやはり子どもが見た時に虐待って、やはりすごく難しいところがあるでしょ。だけど殴られているというのは、体罰だというのは分かりますよね。それがやはり自分で納得できないという時に、どういうふうに取り組んでもらえるのかというふうにして読むと、やはり虐待とは違う概念として体罰で、

体罰もやはり一方で構造的なものだという押さえはしておかないといけないし、親の懲戒権という名前のもとで体罰が本当に許されていていいのかというところは、私はやはり基本的には許されないところで押さえたいと思うので。

B副委員長 だから で、それは押さえしているわけで、懲罰権というものは確かに親に与えられているけれども、それでも叩くということなり、体罰というものはいけませんよということで、 で押さえしている。

T委員 だからその2つの切り口から市が取り組むという時に、確かに児童相談所という切り口から見たら、虐待という観点で捉えていくのだろうけれども、そこからこぼれるところも実態としてはあるわけだから、ある時にそこについて努めないという、ここであえて体罰だけを落とすということにはならないのかなと思うのです。

F委員 さっきA副委員長が言ってくれましたが、これは市なので、児相だけではないと考えて、もしかしたら児童方か、もしくは子育てサロンの保育士さんなんか、3歳の子にボンと。それはお母さんは躰としてと言って、でも1回きりだという時でも「お母さん、そうしなくたって」と、3歳の子にこうでと、そこでももしかしたら子育ての仕方を対応していくというの、私たちが虐待の時に一連のこのプロセスだけではなくて、そのところで子育ての相談に乗って行って、お母さんをサポートするというのも、長い目で見たら救済の所に入っていくと考えると、逆にあった方がいいと考えることも出来るだろうなど。私も最初、この虐待の言葉に引っ張られて、児童相談所の動きばかりだったけれども、『市は』と書いているので児相以外のことも考えると。

B副委員長 ここに『迅速かつ適切な救済及び心身の回復に努めなければならない』ということは、かなりの専門性を有するという意味ですよ。一遍の相談だけではないということですよ。

委員長 そう絞って考えることないではないですか。『適切な救済、心身の回復』ですから、回復しなければならないような心身の状態というのが前提にされているかもしれないけど、『適切な救済』というのはかなり広いですよ。

F委員 逆に防止法がないのであれば、ここでかなりきっちり言って、札幌市の場合とはなるけども、ある部分、防止法の後盾もあるわけだから、ここでは広くしておいて、でもだからといって体罰の方で、一回きりの子は「まあ、まあ」として札幌市はいいのかというと、そうではないのだと。そこにももしかしたら何か本当は言葉で子どもに伝えていった方がいいのを、力のコントロールでやってしまう。それは一過性で、子どもも納得するかもしれないけれど、本来は力でコントロールするのではなくて、言葉で伝えていった方がいいということ、もしかしたら市というか、関わる保育士さんなり何かに対応していくのが、広い目で見ると虐待の予防ということになるかもしれないし、だとしたらここ

に私は入れておいてもいいのではないかなと思うのですけど。

委員長　　子どもの救済でありますから、広く捉えておいて問題はないと思いますけど。一過性の体罰の裏に何が隠されているか分からないという実態もあるかもしれませんし、『体罰』を落とすということはしなくても、全体でくくっておいて、そんなに問題はないと思うし、いいと思います。それでもご心配ですか？何でB副委員長がそこまでこれを落としたいと思うのかというところの方が、なかなか。広く捉えておけばよろしいのではありませんか？本当にたまたまの1発の体罰は問題にならないですよ。体罰だということで逃げ道を作ってしまうところが、やはり具合が悪いので、体罰でも子どもを救済するというのをに入れておくというのはいいことだと思いますけど。確か川崎は、虐待と体罰を外しているのです。我が札幌はあえてそれを並べるというところは、これまでの議論からすれば大変いいように思います。

B副委員長　学校であるとか、学ぶ施設だとか、そういう関係の中でこういう規定があるというのだったら、僕は何も言わない。ただ親と子どもの関係の中で、こういう規定の体罰というものが虐待と並列的に並べられているというところに、どうなのかということを行っているだけですけども。皆さんが入れた方がいいというのであれば、僕はそれで仕方がない話だと思いますけども。

委員長　　B副委員長のそういうご心配を十分受け止めつつ、入れましょう。そのほかございませんか？T委員、第6節の所、随分と悩んだようですが、どうでしょうか？こういう形でお気持ちは盛り込まれているのでしょうか？

T委員　　解説を少し補充していただいて、ありがとうございました。ご苦勞をおかけしたと思います。どうもありがとうございます。

委員長　　やはり難しいテーマですね、これは。本当によく分かりました。これで4章まで参りました。5章に参りましょう。

事務局(係長)　それでは5章に参ります。5章の『子どもの権利侵害からの救済』のところでございますけれども、まず第1節の『救済制度の創設』の解説の所で、下から6行目ですか、『予算や組織体制、人員配置等の調整や検討も必要です』という所ですね。ここに予算や人員体制の部分が入ると、ちょっと救済制度の措置は難しいというふうにつながるのではないかと。あと『オンブズパーソン制度は、札幌市特別の制度ではないので』、次のページですけども、『札幌らしい子どもオンブズパーソン制度』という表現も不適切ではないだろうかということがありました。ここは本文でそもそも『設けます』と謳っているのです、これは事実なので、あえて入れておいてもいいのではないかとということと、あと他都市一律の制度というふうには、なかなか他都市の状況もいろいろ違っているので、札幌なりの多分組織ですとか、そういったものにきつとなると思いますので、それが札幌らしいということなのではないかとということで、これはこのま

まにしてあります。それから2の『救済の制度設計』の所。次のページに参りまして15行目ですけども、下から6行目ぐらいですか。『「調整機能」がもっとも重要な機能になります』という表現をとると、相談機関に調整機能が入ればいいということにもつながるのではないかということだったのですけれども、ここにオンブズの特徴でもあります一連の権限を背景にした、この一連というのは相談・調査・調整・勧告・意見表明という一連の部分、ここを加えまして『一連の権限を背景にした「調整機能」』ということで、解説を加えてございます。それからその次、『1年をめどに』という表現がございました。この所が1年以内ということではなかったかということと、当初42ページにあったのですけれども、これを41ページの方に、『救済制度の創設』の部分に盛り込むべきではないかということでした。こちらについては現行通り『1年をめどに』という表現をそのままにしましたけども、その表現を41ページの最後の行の方に移してございます。それから最後になります。第5章の最後になりますけれども、43ページ解説の最後から7行目、『相談窓口により解決される場合も少なくありません』ということで、一旦区切っていたのですけれども、そこを区切ると新たな救済制度を創設する必要がないというような誤解になりかねないということだったので、次の段落とつなげまして『こうしたところでの相談により解決される場合も少なくありませんが、すべてが解決されている訳ではなく、既存の相談窓口においても』とつなげております。5章については以上でございます。

委員長 5章『権利救済』の所ですけども、どうでしょうか。R委員、どうですか。遠くへ行ってしまうと、あなたのご意見が十分反映できていないかもしれないという恐れがありますので、ご意見を聞かせてください。

R委員 戻ってきて、読んでみたら、41ページ、『いわゆる「子どもの権利オンブズパーソン」』、オンブズに戻ってしまっていました。でもこれも1つの形かなと思いつつ、読ませていただきました。1点、思ったことですが、次の審議会のメンバーというか、構成員みたいなこともできればこの中で盛り込むことは出来ないですか。要は既存の札幌の救済制度関係者、市民など、そういうメンバーとかも書きたいと思うのですけど、可能ですか？

委員長 どうでしょう、要するに別の条例で作る、そうするとその条例を作るための審議会みたいなものは当然ある。それにはこんな人を入れる、入れるべきである。そこまで書くかということですか？もし入れるとしたら、どんなのを入れたいのですか？

R委員 例えば学校現場と考えた時に、まず学校の現場の人、子ども代表、そして現在札幌でこの両者の仲介をやっている既存の子どもアシストセンター。少なくとも3者はそうだと思うのです。そして4者目として市民代表ですね。

委員長 きっとそういうことになるのでしょうか。かなりテーマが絞られた検討委員会になるから。それは、札幌市ではこういう審議会、検討委員会を作ろうということになったら、ガイドラインみたいのはあるのですよね、いかがですか？そのテーマごとに何かあるのでしょうか？

事務局(部長) その審議会なるものが条例で設置されるのか、いわゆる要綱で設置されるのか、形態は様々だと思うのですが、ご存知のように、だいたい3者的にどこの機関でも、どのような審議会でも、全体は中立性ですけども、さらにその中で3つぐらいに分けて、例えば使用者側と労働者側と、それから公益、中立性がある所ですね。そういう構成になるのは常識的な形になると思いますので、今後どのような審議会になるかというのはまだ分かりませんが、いわゆるバランスをとった審議会といいますか、そういうことになるのは今までの経過からは、予想される形だとは思いますが、ガイドラインとかは特にないですけれども、例えば女性を参加させるとか、そういうのはありますが、こうあらねばならぬというのは、特にはないと思います。女性の数はこの程度まで、必ず入れてくださいよと。必ずといいますか、努力目標ですけど入れてくださいよというのがあるんですけども、こういうメンバーでなければならない、こういう方針でなければならないという明確なものはないと思います。

委員長 多分この最終答申でそこまで心配することまでもないのかなという感じはするけれど。この検討委員会だって、何にもない所でこんなに優秀な人たちが集まってくれたくらいですから、大丈夫ではないかなと期待したいですけど。

L委員 条文に書くことはきっと難しいのではないかなと。ただもし次の所で、子どもの参加ということを審議会の中で考えていくのであれば、その数ですね。この25人の中の3人というのがなかなか厳しいものがあつたというふうに、今までの流れであればありますので、もし子どもを入れるというのであれば数的なものは考慮していただければなと、僕は思います。

R委員 僕がさっき言った意味は条例が合意だと考えた時に、合意を作れる構成メンバーにして欲しい。要は現場、学校であったり、児童相談所とかあると思うのですが、作った後に「僕たちそんな条例は知らないよ」なんて言われることのないようなメンバーにして欲しいというのがあつたのです。ちゃんと機能する制度にして欲しいというのがあります。

委員長 最終答申に書くことではないだろう。答申には設けて、別条例を作ると。幸いにというか、子どもに関わる事項を検討する審議会には、子どもの参加を考慮しろということを第4章で言っていることもありますし、具体的な配慮はそこに期待する以外いいのではないのですか。さらに先の審議会が検討委員会のメンバーまでということは、我々に求められているところではないだろうと思うので、これくらいいいのではないかなと思いますけど。

A副委員長 趣旨も、だから具体的にこういう人、こういう人ということではなくて、子どもの側に立つとか、子どもに直接触れている人の中から、メンバーを選んで研究して、検討して欲しいというのが大事だということを申し上げたのです。皆さんの中には、事務局がそれを聞いておけばいいということであれば、別に書かなくてもいいという意見が今出ていますので、私は書く、書かないということを上げたわけではないですが、書いて表現するというのであれば。

委員長 いいですよ、最後『具体的な制度設計を行う際には、この 及び の条件が欠かせないものと考えます』とか。何か2行ぐらいで、子どものそういうことを検討するスタッフは、こういう子どもの立場に立って考えられる、そういう人たちで議論した方がいいと思います。老婆心ながら書いておきますって。それぐらい書いていただきます。あとはどうですか？

S委員 オンブズパーソン制度の所は全然問題はないです。賛成しています。解説の所ですけど、41ページの解説の4段落目に『札幌市にも多くの教育相談窓口やカウンセリングを専門とする機関、子どものための電話相談の制度がありますが、すべての子どもの悩みが解決できているわけではなく、深刻な権利侵害に苦しんでいる子どもも少なくありません。こうした深刻な権利侵害に苦しむ云々』となってつながっていくのですが、僕の読み方が間違っているのかもしれないですけど、これだと今ある既存の相談機関では全然救済になっていないから、オンブズパーソンを作るのだというような趣旨に捉えられそうな雰囲気を感じているのは、自分がそういう仕事をしているからみたいな所があるのですけど、そうでしたかということと言うと、そういう解説の捉え方をされるのはいかがかなと思うのですよね。それと43ページの所の『連携』の所にもつながっていくのですけど、下から8行目『札幌市においては、教育相談窓口や...こうしたところでの、より一層の連携を深めて』ということを書いてありますので、ここをそのまま残していただくとすれば、ここの部分の文章をもう少し、僕たちに優しい表現にしてもらえないかなと思うのですが、どうでしょうか？ 極端な話、『札幌市にも深刻な権利侵害に苦しんでいる子どもが少なくありません』と、もう間を取って、『こうした深刻な権利侵害に苦しむ子どもたちを救済するためには云々』にした方がいいのかなと思うのですけど。

委員長 これは別に、そういう窓口に行ったら役に立たないというような、そういうわけではなく、いろんなチャンネルがたくさんあって、だから43ページの方がその趣旨が伝わっているのですけども。

S委員 そうすると41ページその部分でいうと、そこを消しているような気がするのですけど。

A副委員長 41ページの所にも、S委員のお話のように『すべての子どもの悩みが解決できているわけではなく』というフレーズがどっちの方を向いているのか分から

ないということだろうと思うのです。『解決できているわけではない』ということをお願いわけではなく、そういうものから漏れる子どもたちがかなりいるという事態に対して、対処していきたいということだったと思います。ですからそのところは消してしまってもつながるかもしれませんが。

委員長 これは『電話相談の制度があります』と。そこで解決される場合もありますけども、全部が解決できているわけではないという43の解決できているということを積極的に。

S委員 別な機関を出す必要があるのかどうかという。

委員長 これは、あるですよ。

T委員 ちょっとつながるかどうかわからないですけど、『この札幌市にも制度がありますが、子どもの権利侵害に対する取り組みを一層強化するためには、子どもの代弁者として』というふうにつなげていくと、連携強化と、さらに補充するためのオンブズパーソンというふうに位置付けがはっきりするのではないかと思うのですが。

委員長 これは、なぜこういう書き方になったかという、必ず既存の制度でいいではないかと、こういう反論が出てくる。それに対して既存の制度では足りないということをお願いなのです。だからオンブズパーソンが必要だということにつなげていきたくかったので、そこで電話相談ですべての子どもが解決できているわけではないという、オンブズパーソンの必要性につなげていきたい文章だったのですね

P委員 T委員と同じ趣旨で、私も相談の窓口なんかを担当していますので、S委員の言っていることもわからないではないので、例えばこんな風にしたらどうですか。『子どものための電話相談の制度があります。それぞれ大切な役割を担っています』。そのあと『深刻な権利侵害に苦しむ子どもたちを救済するためには、さらに子どもの代弁者として周囲の人々に云々』と。こういうふうにするといいのではないかなと思います。以上です。

委員長 大切なのは十分分かったのですが、そうしましょう。では、救済はこれでいいですか？では6章、44ページに参りましょう。

事務局(係長) 6章は特に変化はございません。

委員長 では、最後、7章、いきますか。

事務局(係長) 7章は2点ございました。これは前回、タイトルですね。見出しが議論になったかと思いますが。それで一つ目が『専門委員会の職務と構成』という話が出たかと思いますがけれども、そもそもこちらの方、設置についての規定ですので、『専門委員会の設置等』といった表現でまとめてみました。それから次の所ですね。当初『専門委員会からの提言』というふうにまとめておりましたけれども、こちらの方、表現を『提言及び市の措置』ということで、それを受け

ての市の措置も書かれていますので、『提言及び市の措置』というふうにまとめてみました。こちらは以上です。

委員長 皆さま、いよいよ最後でございますけども、『第7章 子どもの権利保障の検証』、『専門委員会』。今、事務局の説明があった所はその通りでかまわないと思うのですけどもね。7章、何かございせんか。ない。ないということは一応全部、お陰様で全部見たのですが、ちょっと事務局の方で言葉を起案してもらいたいの、今話題になりました41ページの中ほどの『それぞれの機関は大切な役割を果たしています。云々』の所。それと42ページの最後の所に『具体的制度設計の際にはくれぐれも子どもに詳しい、そういうメンバーで検討してくれ』というメッセージを書き込むと。この2つだけですよね、大きく。

事務局(係長) 家庭の体罰の所は補足する。

委員長 26ページの体罰の補足。だから『体罰』と『虐待』、連続的なもので、線引きが難しいですから、とにかく子どもに対する人権侵害に対する適切な措置ということで、間口を広く、虐待と体罰にしたというような説明ぐらいでどうでしょう。

A副委員長 の所も、26ページの最後から2行目『 においては』という所に『子どもの真の救済、回復のために親子の再統合への配慮など、個々のケースに応じた保護者に対する支援の充実』と書いてあるのですけども、ここが兎相に限っているのではないということを、『 においては、児童相談所の他、保育などに関わる人たち』というふうに書いて『支援を求めています』と書いたらどうでしょうか？

委員長 そうですね、兎相に限らないということも、ちょっと書いて、虐待と体罰を一緒にというか、合わせて救済の対象にすると。その辺をちょっと書き込みましょう。そんなに長くはならないと思いますけど、書き方はちょっと事務局とこちらの方で整理しますけども。大がかりに変わるところは、お陰様でなかったのですけども、今の3点だけはちょっと直します。

S委員 F委員、26ページの一番最後の、さっきの体罰の所の『親子の再統合』という表現しますか。

委員長 はい、することはします。

F委員 流れとして、最近は再統合にという動きにはなっているけれども、私個人としては再統合出来る家族と、再統合しないでもいい場合とがあるので、メインは日本だけに限らず外国も含めて、家族の再統合という動きにはなっているけれども、でも逆に私はあえて私見を言わせてもらえば、ここで家族の再統合を入れなくてもいいのかなと思います。

S委員 よく使いますか？

委員長 使います。

F 委員 でも虐待がなければ再統合は言わないですね。逆に虐待の前で、1回親子分離して、そのあとに家族の再統合とは使うけれども、むしろここが今、A副委員長がおっしゃってくださったように、児童相談所の他、保育に関わる人たち云々という流れで来た時に、家族の再統合と入れるとちょっと言葉としては浮きますね。

委員長 『個々のケースに応じた保護者に対する支援』でいいのではないですか。

B副委員長 これを落としたら、虐待対応の1つの柱がなくなってきますよ。だって虐待そのものが、やはり原則的には、親と子どもが生活するという場面をどうやって作るかという、それを再現させていくかというか、再回復させていくかということが、虐待対応の柱になってくると思うのです。それは何かというと、この再統合なのです。これがなかったら救済しっぱなし、保護したばかりで、親との結び付きというものを考えていかないということにつながりますから、もしそれをやるとするなら再統合という言葉を入れていかなかったら、適切な処置がなされていかないということになります。

S 委員 望ましい親子関係の再形成とか、何かそういう表現とかだったらどうなのかなど。

B副委員長 いずれにしても言葉はそれでもいいですけども、そういう要素はやはり。

S 委員 入っていた方がいいと思いますけど。親子関係の回復とか。

T 委員 ただこれ、再統合への配慮を外したとしても、『子どもの真の救済、回復のために、個々のケースに応じた保護者に対する支援の充実』という所の中に、確かに具体的には書き込まれていないですけども、親子関係の調整も入ってくると思うのです。『回復のために、個々のケースに応じた保護者に対する支援の充実』という中に入ってきてませんか。と思うのですよ。入ってくると思うので、言葉の難しさもそうだし、ここがあまり強調されることのプラスマイナスも一方であると思うので、少し抽象的にしてもいいのではないかと思います。

委員長 確かに一応、再統合の話になると、分離がないと。保護、分離があって、再統合という流れでないと、ここの所だけ『子どもの真の救済、回復のために、親子の再統合』っていうのはちょっと分かりづらいので、もしするとしたら『親子関係の調整』だとかという方がいいですかね。

B副委員長 再統合という言葉が難しいというのであれば、それで。ただT委員は回復の中に含まれているのではないかという。

S 委員 話を取って悪いですけど、再統合するということは、最初に分離するとかっていうことが前提にあるので、そうではなくて分離しなくても関係調整をしていく中で、もう一度いい関係が形成されるということもあるだろうなと思うと、再統合ということは、まず分離ありきになってしまうような気がするので、ち

よっと引っかかっているという話ですよ。

委員長　　そうです、何でもかんでも再統合と言えば分かったような気持ちになるのがいけない。それでちょっと分かりにくい言葉なので、『親子関係の調整など』くらいにしましょうか。そしたら分かるのではないか。

A副委員長　F委員、相互の親子関係というのは、相互関係を問題にしているのですよね、関係性のウェイトだとか、切り離したとか、すべてのものを表そうとしている。

B副委員長　要するに親の所に戻さない方がいいようなケースもありますよと。だから必ずしも再統合ということが絶対的な話ではない。再統合が必要な子どももいるし、親元に戻さないで養護施設等なり、里親等で生活をさせていくというような子どもというのがありますよということを言いたいのですよね。

F委員　　もちろんそれは虐待の場合のあとのケアの部分でいうとあるけれども、今、その議論はここでするものではなくて。それをある部分、親子の再統合みたいな部分の一般に分かりにくい言葉を入れるのであれば、家族参画でいった方がいいのかなというように。ただ、最近でいえば、調整の所に家族、ご本人も入れるという動きできていけば、家族参画のものって、そうなると何か児童虐待の何とかなの指針みたいになってくるので、私としてはもっとここの所は広い意味で親子関係の調整でもいいし、最初、委員長が言ったように親と子どもへの援助なり、支援という部分の所で、あえて再統合という一部分の所をあまり強調したのを持ってこなくてもいいのかなと思ったぐらいですが。

委員長　　では、これは『親子関係の調整』という言葉で置き換えましょう。ここまでやって来ても、まだ議論があるものですね。議論が尽きないことになってしまいますので、いいですか。ではあとは『はじめに』という所でございます。これは私が書いたのでございまして、この書き方、気に入らないなという部分があるかもしれませんけども、長すぎるのではないかというご意見もあったのですけども。ちょっと長すぎたかなという気がしないでもないですけど。特にみっともない文章になっているのをお気づきでしたら、教えてください。何かあります？

事務局(係長)　それでは『はじめに』の部分、事務局の方で1回読ませていただきます。

『私たち検討委員会は、昨年末に「中間答申」を提出しましたが、これに対し、市民の皆様から貴重なご意見を多数いただきました。それを踏まえ、具体的にどのような条例にすべきかについて、1月から5月まで精力的に議論を重ね、この度、「条例素案」を中心とした「最終答申」をまとめることが出来ました。子どもの権利条例づくりがスタートしてからほぼ1年になります。最初はあまり知られていなかった「条例づくり」が、少しずつ市民のみなさんの関心と呼ぶようになり、新聞などにも大きく取り上げられ、「みんなで子どもたちの幸

せを考えよう」という気運が高まってきたことは大変喜ばしいことです。私たちの条例づくりの一番の特徴は、限られた条件のもとではありましたが、検討委員が自分たちの目と足で子どもたちの実像に迫り、子どもの声に耳を傾けることを大切にしてきたことです。特に、32名の子どもたちによる「子ども委員会」での議論には多くの啓発を受けました。子どもたちは大人に対し、「もっと僕たちの方を向いて！そして、私たちの声を聴いて！」と求めています。第3章に掲げられているのは、そんな子どもたちの魂がこもった「子どもにとって大切な権利」のリストです。2つ目の特徴は、第4章で子どもの権利保障のための「大人の責務」を考え、「子どもの養育に関わる大人たちへの支援」の重要性を明確にしたことです。子どもが健やかに育つためには、子どもに関わる大人たち自身が元気で、余裕をもって子どもと向き合うことができなければなりません。3つ目の特徴は、子どもの権利救済のための特別な制度として「子どもの権利オンブズパーソン」の創設を強く求めたことです。権利保障は、救済制度が完備してはじめて実効性のあるものとなります。ところで、懇談会や出向き調査を通じて実感したことなのですが、今の日本はお世辞にも「子どもにやさしい社会」とは言えず、社会全体の子どもたちを育む力が急速に衰退しつつあるように思えます。「格差社会」が進行する中で、子どもたちを取り巻く環境はだんだん厳しさを増しているといつてよいでしょう。大人は、今の子どもたちが、ありのままに自分らしく生きることが難しく、大変生きづらいと感じていることを知る必要があります。子どもが生きづらい社会は、大人にとっても幸せであるはずがありません。そんな状態にある子どもたちに対し、大人は、もっと誉め、たっぷり愛情を注ぐ必要があります。そうすれば、子どもはうれしいし、勇気も出てくると思うのです。「子どもの権利を保障する」ということは、そんなに難しいことではありません。子どもの育つ力と可能性を信じて、優しいまなざしで、子どもたちを育むということです。この最終答申に基づいた「札幌市子どもの権利条例」が制定され、日常生活の中で活かされることによって、子どもに笑顔と希望が戻ってきます。それとともに、大人の中に「札幌の未来を子どもとともに考えよう」という意識が少しずつ広がっていき、その結果、子どもも大人も幸せな、平和で世界につながる街・札幌が生まれます。そんな期待を込めてこの最終答申を提出します。

委員長 いろいろ考えたのです、私も。何かお気付きの点があったら、ご意見をいただきたいと思います。

R委員 とても素晴らしい文章をありがとうございます。2点、気になったことがあるのですが、『はじめに』の第1行、『市民の皆様』と表現されているのですが、6行目では『市民のみなさん』になっているのですよね。これどちらかに。もう1点は下から2行目、『平和で世界につながる街・札幌が生まれます』で、

『街』という言葉ですが、ずっと平仮名で通してきた気がするのですよね。ここも漢字の街なのか、平仮名のまちなのか、ちょっと表記の問題ですが、統一をお願いします。

委員長 いかがでしょうか。あとで何か気が付いたら教えてください。というわけで、一応全部が終わったわけでございます。今日の議論でちょっと微調整がございましたけれども、それを直して30日に市長へお渡しすると。こういうことにしたいと思います。では、最終答申書の議論ということは終わっていったいよろしいでしょうか。

事務局(係) いま何かあったらということでしたが、整理の関係上、できれば今日中ぐらいいに。

委員長 もう時間ありませんので、今日中にという、何かあったら。最後、どうしましょう。

事務局(課長) 事務局から連絡事項です。冒頭お話ししました通り、明後日5月30日に、市長に対して最終答申書手交式を行います。よろしく願いいたします。それから今後の予定ですが、この答申書を受けまして、札幌市の方で条例文の概要を検討させていただきまして、この概要をまとめて7月の3日から8月1日まで、パブリックコメントを実施する予定でございます。公共施設や学校、PTA等に対しまして、大人と子ども両方含めまして、パブリックコメントで皆様のご意見をいただく予定にしております。それからこのパブリックコメントの内容につきましては、パブリックコメントを実施いたします7月3日の最初の日に、委員会の委員の皆様を対象として、6時半から未来局の会議室において説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。7月3日、月曜日です。

委員長 これは、3日で決まりですか。

事務局(課長) はい。

委員長 皆さま方、3日、都合の悪い人いますよね？僕はダメなのです。

事務局(課長) たくさんの方がご都合悪ければ、日にちは調整いたしますけれども、どうでございましょうか？

委員長 私はこの日、ダメですよ。東京出張で。

事務局(課長) あまり日にちをおかない方がよろしいと思うのですが、今調整していただけるのであれば、もし皆様、ご都合のいい日。

委員長 R委員が来られるというのはいつぐらいになりますか。

R委員 7月1日はいます、札幌に。学校が休みなので。

委員長 7月1日？

R委員 土曜日から。

事務局(係) パブリックコメントを公表するのは7月3日ですよ。

委員長 パブリックコメントにならなくたって、我々が知るということはまずいのですか。

事務局(課長) 一般に公表するのが7月3日以降という形に、お知らせするのがですね。なっておりますので、その日以降でご都合のいい日をお願いしたいのですが。

委員長 僕は3日、4日はダメですよ。5日、6日だといいですけども。5日、6日、8日とか。

L委員 さっきのパブリックコメントが始まるのが3日だからというのは分かりましたけども、委員に説明するのが1日ではどうしてダメなのですか？

事務局(課長) 内容を一般にお知らせするのが7月3日以降と。市民の方にですね。ということなものですから、委員の方も含めまして、3日以降にご説明させていただきたいなと思ったのですが。

委員長 せっかくR委員が1日の日ではダメなのですか。

R委員 1日、2日といるのです。

委員長 1日、2日といるのですか。

R委員 2日は試験があるのです。

委員長 1日というのは、どうしてもダメですか？

事務局(課長) パブリックコメントという手続きをする、市民の方に条例の内容をお知らせするのが7月3日以降。本来であれば7月1日、2日からやればいいのですが、土日なものですから、7月3日以降という形で設定させていただいたのです。

委員長 それは分かったのですけども、我々に対するものも3日より前だとダメなのですか？

事務局(課長) 市民の方に対して公表するのは、パブリックコメントを実施する日以降にするという形でございますので、その日以降をお願いしたいのですが。

委員長 それよりも前だというのはダメだというのが。委員なのだから。これからこんなかたちでパブリックコメントをやりますよと、先に教えられるのが筋ではないかという気がします。

事務局(課長) 最終答申を受けまして、札幌市としての考え、条例案を決めまして、パブリックコメントより前に市民の皆様にお知らせいたしますと、その時点すでにご意見をいただく形になってしまいますよね。ですからやはり統一的に7月3日以降。委員会の皆さまには申し訳ないですが、市民の皆様には7月3日以降にお知らせしたいということでございます。

A副委員長 この委員の身分というのは今日で終わりですか？

事務局(課長) 最終答申書の提出まででございますので、5月30日まででございます。

A副委員長 そうすると一介の市民ということで、扱いを受けるのですけれども、実は準備する作業は事務局の方の判断でいろいろ進めていくということで、説明とい

うよりはむしろこの委員の考え方がどれだけ通っているかということ、知る権利というのはないのですか？

事務局(課長) それは委員会、今、A副委員長がおっしゃったように、5月30日で委員会としての一応任期がそこまででございますので、それ以降は申し訳ございませんが、一般の市民の方としてご説明申し上げさせていただきたいなと思っております。

委員長 随分、冷たいものですね、世間ではそんな通じませんよ。不思議なものですね。

E委員 であるならば、私たちのために条例内容の説明会を開く必要はないのでは。みんな、市民と一緒にですから、ホームページとかで見ればいいのではないかという気がするのですが。

委員長 何か寂しいけどね。

F委員 チラシは置けなくても、ホームページにその土曜日に流してもらうというふうにして、1日から公開するというのはどうですか。そのチラシを置いたりするのは3日からだけど。どうですか、そういう逆に公表の方を1日の方にして、土日なので公的機関は市役所とかクローズしているから、でもホームページの時には土曜日からみんなクリックすれば見れるというふうにしておくというのは、技術的に無理ですか？

事務局(課長) 公共施設に配布する日からパブリックコメントの日ということになってございますので、土日の7月1日からホームページを公開するということはできません。申し訳ございませんが。

T委員 むしろ逆の意味で、元検討委員の立場で、やはり策定に関わったという責任があるわけなので、そういう観点で説明をしていただけるということで想定すると、確かに一般市民にはその時点でなっているけれども、元検討委員であって、これだけ議論したという立場であることは変わらないわけだから、事前という形を取ってもおかしくないと思うのですね。すごくそこが形式的に聞こえてしまって、なんか残念な感じがするのです。

委員長 だって普通、土曜日に聞かれたって、日曜日だから公表しようにもしようがない。

事務局(課長) 分かりました。それでは、ちょっとパブリックコメントの詳しい内容について、もう一度検討いたしまして、改めて委員の皆さまにご連絡したいと思っておりますので、よろしいでしょうか？

委員長 我々に対する説明の日時についてまたちょっと考えていただけるということでしょうか？

事務局(課長) そうです。よろしくお願いたします。

委員長 では、10分休憩。

10分間休憩

委員長 それでは時間も少なくなって参りますので、最後に一言ずつ。

A副委員長 最後の一言ずつの前に、一介の市民になってしまうので、28ページと、31ページと、32ページについて質問というか、気になっているので、どういうふうに書いてくださいという話は、その答えによって、私の間違っただけだということ分かれば引き下がりますけれども、28ページの『開かれた施設づくり』、これは育ち学ぶ施設、あるいは管理者、保護者、地域の人たちに情報を提供して、意見を聞くというところまではいいですけども、『協力を受ける』という言葉ですけども、誰がある目的を持って「こういう協力をしてください」と言っているのか、ボランティア的に発生してくる流れを受けているのか、具体的には学校で屋外の施設を提供したり、開放図書館などを開放したりする時の地域の人を入れるという場合は開かれた施設づくりですけども、地域の公民館とか、あるいは施設とか、そういうところが開いていくという場合に、協力を受けるのを待ってやっているのですか？それとも大事なことなので、話し合っただけで連携していくということが必要なのかということ、解説では『関わっていくことを規定していく』ということなので、『関わっていく』という言い方だと、受け身なのか、行動的なのか、その両方が含まれて関わっていくと書いているのではないかなということ、『受ける』という言葉が非常に気になっております。それから31ページ解説の所で、第1項では『民生委員・児童委員・青少年育成委員、町内会、PTA活動者など』と、こういう所の委員、委員、委員とやって、町内会は者、PTAも者というふうに書いてあるのですけれども、これはそれぞれが特徴を持っているので、相互に関係させ、協力していくということを行っているのか、1つずつが何か単独にある目標を立ててやっていくということを行っているのか、積極的に子どもと関わる方法について少しここが丁寧ではないなど。逆に言うと、この条例文では読んだ人が無方向性を来すのではないかとこの恐れがあります。32ページの『居場所について』ですけども、これは原則的にこれでいいですけども、B副委員長が地域社会というものは弱体化してはいるけども、地域社会は非常に貴重なもので、いわばもう1つの学校として、地域社会というものが持つ居場所を含めて、地域社会そのものも重要だということ、ここで十分書けているかどうか。それがちょっと言葉として、学校という言葉を入れると抵抗があるかもしれないですけども、ここをB副委員長にもう1回読み直していただきたいなど。以上、質問した理由は教育委員会は地域社会をどのように見ているのかということが、これではよく分かりません。下敷きになっているものがあるのならそれを的確

に表現してくれないと、私の考えでは、地域は地域の1つの力を持っていると思うのです。学校は学校の力を持っていますし、養護施設などを含めた社会福祉の施設も力を持っていると思うのです。実はこれらがみんな、それぞれ最大限に力を発揮して欲しいということで取り組んできたので、こういう細かいところでちょっと気になる所が出てくるということで、間違いなく私にはパブリックコメントのコメントを出してくださいとか、私が出したら、この発言をしたのは誰なのかとチェックされないとは思いますが、その時点で私が発言するよりは、今の時点で発言して、文字の上での的確であるかというのをこの中で、みんなできちっと押さえて進んで欲しいなと思ったわけです。これは老婆心ですけども。全体を見渡すということで、ちょっとお話をしました。これが私の感想ですね。

委員長 A副委員長が自分で発言のスタートを切ってしまいましたので、あと順番に回ります。特にない方は飛ばしてもかまいませんけども、順次こちらから回って参りましょう。いいですか、時間はあまりないですけどね。適宜2、3分でお願ひしますね。

C委員 是非私たちが考えたこの権利条例の最終答申がそのまま条例文となって、「権利」とか取られることなくって欲しいです。それとパブリックコメントについては、中間答申の時以上に、みんなに広く読んでもらえるような工夫をしていただきたいなと思います。それからその先の議会を通すために、何かできることがというか、市民としてできることがあれば、逆に教えて欲しいなと思います。いろいろとありがとうございました。

L委員 公募に応じまして参加することができました。非常に有意義な会に参加できたなと思っています。けっこうきつい発言も多々しましたけれども、札幌の子どもの権利条例が素晴らしいものになって、子どもたちに届いていくということを是非実現してもらいたいなと思っています。特にパブリックコメントを僕たちが出す答申書と、パブリックコメントの間に大きな落差がないことを願っております。これは質問ですが、私たちが出す最終答申書は、全体に印刷されて配布されるということにはなるのでしょうか？もしなるのであればいつ頃になるのかというのを、教えていただきたいなと思っております。以上です。

事務局(課長) 6月中旬ぐらいまでには本答申書を公共施設だとか、学校等に広く配布する予定になっております。

L委員 はい、どうもありがとうございます。とにかく子どもたちにいろんな声が届くようにという配慮を是非よろしくお願ひいたします。

R委員 4月から札幌を離れた関係で十分な話をすることができず、一番大切な時期に離れてしまい申し訳ありませんでした。僕も公募という形でここに入らせていただき、本当にいろいろ学ぶことが多かったり、僕自身学ぶことがたくさん

ありました。会の中では一番、僕もかき回す方だったので、皆さんにいろいろご迷惑をかけたかと思えます。これからの条例骨子案についてですが、5章、6章、7章は本当に庁内調整が大変だと思えます。特に5章とかもめるかと思えますが、できればこの検討委員会の精神を貫き通していただきたいと思えます。子どもたちのメッセージ、3章、4章の中で、特に子どもの参加というのは核になるかなと思えます。この検討委員会の子ども3人が参加してくださっていますが、6割、7割の無関心層をどうエンパワーメントしていくかということが大切だと言われています。そういう意味で、この参加する権利の とか、こういうのは生きる条例になると本当にいいなと思えます。よろしくお願いいたします。

P委員　　私は参加する時の小論文に、長いこと教職をやっていて、そこから退いてから子どもの相談だとか、電話相談だとか、それからボランティアで非行と向き合う親たちの会や、それから外国人の子どもたちに日本語を教えるとか、そういうさまざまなボランティアを通して、いわばマイノリティーと言われているような子どもたちが大変傷ついているということ、改めて感じたのです。そして自分の教師の生活の中で知らなかったことをたくさん教えられたのです。学校がなかなか子どもの権利を守る所ではないということも、学校から離れて随分感じさせられたのです。それで子どもの権利条例を作る中で、そういう子どもたちにとって少しでも力になればいいなと思いつつ参加しました。ただこんなに大変だとは思いませんでした。家に帰ったら「いったいどういう会議なの？」と妻にしょっちゅう言われました。12時を過ぎて、日付が変わってから帰ったこともたびたびありまして、「どうなってるの？」という話をされて「信じられない」という話をされましたが、「あなたの権利も守ってもらわなければだめなのではないか」という話もされましたが、それなりに収穫があったように思います。ただ、今日、意見の参加シートに寄せられた意見をずっと見ていたのですが、大変厳しい指摘があって、1部同感の所もありますけれども、こういうふうに見ている方もいるのだなと思いましたが、委員の私も含めて、子どもたちの意見に耳を傾け、それからエキサイトした所もたくさんありましたけれども、それぞれ委員同士の意見を尊重しながら、ここまで頑張ってきたんだなと思えます。ただベストのものではないのかもしれないけれども、限られた条件の中では、それぞれみんな頑張ってきたのではないかなと。ただ作る過程の中で、権利条例にあまり過大な期待をしてはダメだとも思いました。それを支える市民の力がなければ、やはりただの文章になってしまう危険があるのだと。だから作ったことで安心しないで、これをできるだけ広く伝えていくという努力を、1人の市民として、しなければいけないのかなと思っています。以上です。

T 委員 2、3分でまとめられる自信はないですけども、どうも皆さん本当にお疲れ様でしたということと、ありがとうございましたということ、事務局の方も含めて、ありがとうございましたということ、をまず申し上げたいと思うのですが、子ども委員の皆さんにとっては必ずしも大人同士の議論が伝わりづらかったりとか、聞きづらかったりとか、意見が言いづらかったりという場面が多々あったかもしれないなという所は、すごく自分の中でも反省をしているところで、子どもの権利保障というのは、そんなに難しくないと『はじめに』に委員長は書いてくれたのだけれども、やはりプロセスの中でいろんな難しさがあるなということ、一方で自分なりに感じたこともありました。ただ条例づくりの中でどうやって実際に子どもの権利を保障していくのかということについて、想像力が膨らんだりとか、議論する中で、それぞれの立場でどういうふうの実現していこうと思っているのか、そのイメージが共有できたりという場面もあって、そこはものすごく大事なプロセスとして、今後の取り組みの中では是非生かしていただきたいとお願いしたいと思います。私たち、やはり事務局とかなり紆余曲折を経ながら協働して、この最終答申まで行き着いたので、これをとにかく具体的に実施していく、条例になるということももちろんですけども、実施していくということについて、今後は元検討委員の立場になるかもしれないけれども、元検討委員の立場ではやはり説明責任もあるし、実施について連帯責任を負うという意識でいますので、そこは自信を持って、紆余曲折のプロセスも含めて、今度は議会に向けて説明をし、市民に向けて説明をしということをやりたいと欲しいし、私たちもその一端を担っていきたくて強く思っています。そうですね、意見シートの意見は、あたっている所も一部あるけれども、この過程をやはり力にして次につなげていくというために、何ができるかを、また第3ラウンドというか、これが第1ラウンドだとすると、第2ラウンドという形でつなげていくような取り組みをしていきたいと思っておりますので、引き続き元検討委員たる市民として協働作業は続けていくつもりでございます。どうもいろいろありがとうございました。

E 委員 本本当に1年間お疲れ様でございました。特に後半はワーキングの皆さまに任せっきりで、一度もそちらの方には参加することもできずに。情報の方は事務局からいただいておりますので、本当にだんだん形になっていく姿がうれしかったように思います。傍聴の席にも私以上に出席率のいい方も、本当に毎回熱心な方がこうやっているのだということは非常に支えだったし、逆にこれが条例として形になったあと、私の仕事としては児童会館ですとか、勤労青少年ホームとか、そういった公の施設を仕事としておりますので、逆にこれから私は一市民といいますが、仕事の中で普及啓発委員の1人になるのかなと思っております。また別な次元では、私も公募という形で参加させていただいて、そ

の中で1人の親という立場で物事を、仕事とは一線を画して参加したつもりではいたのですけれども、この会に参加して、家に帰ると2、3日は子どもに優しく接することができたのですね。ただやはりそのうちに、というのがありますけれども、こうやっているんな委員の方と色々な話ができ、特にX委員、O委員、K委員と色々な話ができ、私にとって非常にプラスになりました。本当に1年間お疲れ様でした。ありがとうございました。

F委員　長い時間だったのですが、本当に私も、今、E委員がおっしゃっていたように、出席率が決していいわけでもないし、出席率がよくない私でも大変だったので、きっちり出席された方とか、あと部会長さん、起草委員をされた方、ワーキングの方、また副委員長さん、委員長さんの部分の大変さというのは、私が感じた大変さ以上だったのだらうなと思います。去年の暮れぐらいだったか、スケジュールに大きな変更が出た時に、本当にこれができるのかと思ったのですが、でもこういう形でできたというのは、私としてもすごく嬉しいし、これから皆さんがおっしゃっていたように、これからずっと見続けていく、見守っていくというのが大事だらうなと思います。最後の言葉ということなので、私もここでどうしても、さっき去年の暮れにはもうできないのではないかなと思いつつも、ここまでもってきたという部分で言うと、やはり副委員長さん、まして委員長の力があって、今日の意見シートのみならず、最初のうちの意見シートも休憩を入れないと、委員長はこの委員の人権を無視しているというリアクションペーパーみたいのもあったりして、かなりその部分で個性のある25人の委員を取りまとめて、終わりの日にちが決まっている所までグッと操縦していくというのは、委員長さんとしては大変だったなと思うので、最後には委員長をねぎらって挨拶としたいと思います。ありがとうございました。皆さま、本当にありがとうございました。

K委員　今まで私が発言するたびに、皆さんには長い目で見ていただいて、本当に感謝しています。残りわずかな期間で、子どもではなくなるのですが、子どもの権利を他の子どもたちとは全然違った目で深く学ぶことができ、本当によかったと思っています。この札幌市の子どもの権利条例がより意味のあるものになればいいなと思っています。今までありがとうございました。最高でした。

O委員　この検討委員会が終わっても、我々3人にはまだ、もう1個処理すべき事項が残っておりますので、我々はこれをもって終了というわけではないのですが、1年間とちょっとやってこれたので、まずはよかったかなと思っております。それからさっきどなたか分かりませんが、意見参加シートに寄せられた意見が辛辣な意見を書いてあると。今ちょっとこの時間で目を通してみましたら、何か我々高校生3人が意見をあまり話していないというような詭弁が書かれているわけでございまして、これでも我々は随分発言した方だと思っております

ので、初めのうちは3人であまりどうのこうの、自分の意見はいいのではないかとやったことありますが、今となっては何の気兼ねもなく、本音で話すようになりましたので、これは進歩の1つだと私は思っている次第であります。こんな感じでしょうか。

X委員 校長先生にやってみないかと言われて、はや1年。なかなか大変なスケジュールで、いろいろなことを掛け持ちしながらやってきて、大変いいことが経験できたなとすごく感謝していますし、皆さまには本当にご迷惑をかけてしまったと思っています。特に部会長になってしまったばかりに、皆さんには大変ご迷惑をかけたと思っています。申し訳ございませんでした。この権利がみんなにより知られるように、僕も啓発していければなと思っています。子ども委員会の方もあるので、そっちの方もまた頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

H委員 皆さん、長い間大変ご苦勞様でした。特に委員長、副委員長、ワーキングと。大変勉強になって、学ばせていただきました。つい先だって、ある会合で、ある議員さんがすごく気になって、ムッと来るような内容で挨拶されたのですね。今、札幌市では子どもの権利条例というけしからんことをやっている。自分たち、ある議員団は反対すると。そういう内容で挨拶された時、私、思わず立ち上がって文句を言おうかなと思ったけど、やはり会場を見渡したらそれなりの人だし、そういう度胸はありませんでした。だからオギャーと元気良く産声を上げてもらいたいなと切に希望しております。そしてここで出会った皆さん、本当にありがとうございます。感謝いたします。

I委員 どうもご苦勞様でした。私は今になって考えてみると、参加させていただいた動機がすごい個人主義的だったかなと。自分の仕事の関係する立場からだけ見て、参加したかなと思って。本当にこの中に参加させていただいて、すごく勉強させていただきました。作るという立場で入ったはずなのに、なんか自分が勉強させてもらっているような感じがして、これでいいのかというふうに悩んだ時もありましたけど、とにかく本当に札幌の子どもの実態っていっぱいいろんなことがあるのだなということを、改めて感じました。これまで皆さん、正副委員長、ワーキングの方たちにお任せで、なかなかできなかったことを出来上がった時点で普及することで、一生懸命役割を果たさせてもらえればいいかなと思っています。もう1つは、私もすごく単純で、札幌市が作るうとしていると。作れるのだなというふうに。帰ってきてみたら、なかなかそうは簡単にいかない。反対勢力というのものもあるのだなとか、庁内も調整ということもあるのかとか、そんなことで本当に誕生にならないということもあるのかということで、すごくびっくりしたことがあるのですけども、やはり今となっては本当にこれが無事誕生して、札幌の子どもたちが生き生きとした生活ができる

よくなればいいなということを切に望んでいます。本当にどうもお世話様でした。ありがとうございました。

J委員　　まずワーキングの皆さんと、それから委員長、副委員長、本当にありがとうございました。皆さんの力と、あと事務局の本当に献身的な力で、ここまでよくできて、いいものを作ってくれたなと思っています。地域はいろんなことをやっていますから、いろんな議員さんとけっこうお話しすることがあるのですが、もうなにも考えないで、とにかくあんなもの、潰すという話はよく聞くのですが。是非事務局の皆さん、せっかくみんなで考えたのですから、是非精神を生かしながら、きちっと応援をやっていただければ大変ありがたいと思っています。本当にありがとうございました。

S委員　　お疲れ様でした。僕も本当にこれに参加させていただいていい勉強ができたなというか、感謝しています。そして皆さんの熱意に圧倒されるというか、俺なんかまだまだだなとつくづく思ひまして、もっともっとこれから頑張らなくてはいけないなと思っております。やはり生まれるための苦しみというのを、まだこれからあるのだと思うのです。できれば本当に元気に、健康に生まれて欲しいなと思いますが、やはりそのあとの育てるということが、またこれから第2ラウンドという意味で言うと、普及啓発、それがすごく大事だろうなと思いますし、その部分では我々が一生懸命その所にこれからも努力していかなくてはいけないだろうなと。今日が終わりではなくて、これから何をして行かなくてはいけないかというのを、新たに考えなくてはいけないだろうなと思っております。本当に皆さま、お疲れ様でした。ありがとうございます。

U委員　　皆さん、長い間ではないですけど、本当に1年間ご苦労様でした。後半の方はあまり積極的に参加できなくて、起草ワーキングの委員の方に全部お任せのような状態でした。検討委員になっていることを勉強させていただきました。特に子どもの権利というか、子どもに携わる仕事をしていながら、実際子どもの権利の検討委員会の活動を通して、あまり子どもの権利を守って来ない部分があったなと。守っているつもりでも、そうでなかったなという部分に気づかされたように思います。特に検討委員会の活動を通して感じたことですが、子ども、子どもの声を聞くとか、子どもの生の声ってすごく大事だったように思います。ですからこれから権利条例ができていって、具体的な施策がいろいろ展開されていくと思うのですけども、事務局の方にはそういった子どもたちの声を、意見をいつも反映できるような、そんな条例にしていっていただければと思います。どうもありがとうございました。

V委員　　私は学校現場にいながら、いろいろな場面で発言をして、ただ学校という場所ではなくてというか、皆さんがいろんな形で子どもたちに関わっていて、そこで私たちが知り得ないような子どもや、あるいは保護者の方々がさまざま

悩みであるとか、苦しみが皆さんのいろんな発言を通して、私自身も実感した
というか、勉強させられました。実際に始まった頃はなかなか現場というか、
先生方も理解できないというか、してもらえない部分もあったのですが、私自
身はこれから私の仕事としては、是非先生方にも理解を勧めて、実際に大切な
子どもたちを預かっているわけですから、それを学校現場の方に普及させても
らいたいと、そういう方の努力をしたいなと思っております。あと前にもお話
したように、今日も議論というかありましたけど、実際に現場にいていろい
ろな子どもたちのシグナルが出て、それを実際に現場の先生方も速やかに、そ
ういったことが言えない部分については、予防的なことということで、先ほど
の話ではないですけど、いろんな相談機関であるとか、そういったものの精査
をしていくと。あわせて救済措置を徹底するとその両輪を成すことがやはり1
つ大事なんだろうなと感じました。何よりも生まれてきてよかったと、1人ひ
とりの子どもが本当に幸せになれると。そこを私たちがこれからみんなで頑張
っていく必要があるんだなと。いろんな意味で勉強させられましたし、大変有
意義であったということ、委員の皆さまに感謝して、私の言葉にします。あ
りがとうございました。

W委員

1年と少しですけれども、本当にお疲れ様でした。今日は小学校の運動会で、
朝早くから子どもたちとずっとグラウンドにいました。カー杯競技、競技まで
はいかないですが、運動会で身体を動かして、喜んだり、泣いたりしている子
どもの姿を見て、本当に子どもっていいなといつも思っています。今回、条例
づくりに参加したのは、私、教員をしているのですけれども、教員という立場
よりは1人の大人としてというのでしょうか、親というのでもないですけども、
ちょっとその教員の枠は越えて、公募に応募して、そして子どもの権利条例づ
くりに参加したいなと思って、参加しました。ただいろいろ話し合っているう
ちに、やはり職場の中で子どもの権利条例のことをたくさん、たくさん話した
のですね。最初、懇談会をやる時には、学校の中でもほとんどの高学年のクラ
スでは、懇談会をやってもらったのです。そしていろいろ感想を聞いていくと、
何処かすれちがうというのでしょうか、なかなかすんなりと受け入れられない
方たちもいたりして、またさらに話ながら、条例づくりに参加してきました。
その中でだんだん学校の中に受け入れられる条例づくりという思いが、私の中
でとても強くなりました。委員会とか、それから起草ワーキングの中でも、そ
のような観点からいろいろとすごく粘った意見を言わせていただいて、時間を
かけさせてしまったことを思い返すと、とても反省する面があるのですけれど
も、そんな中でも本音でいろんな方たちと話ができた経験は、とても貴重で、
子どもたちをこれから見ていく中では、どうにかこの権利条例が学校の中で生
きるように、より多くの子どもたちに権利条例の、この大人としての願いが届

くようにということと、もう1つはやはりいろんな考え方の方がいらっしゃる
ので、きっと子どもに対する思いは同じだと思うのですけれども、子どもの権
利条例といった時に抵抗感があるというのは事実ですので、そこを越えてより
多くの人たちが妥当性をもって、この条例を受け入れてもらいたいなという願
いがあります。ですから事務局の方たちが本当に寝ないで文章をつくってくだ
さったのではないかなと思うぐらいいつもたくさん資料とか、文章を出してい
ただいたことにはすごく感謝していますし、これから何らかの形で、市民とし
て応援して、応援してというのは変ですね。私たちも一緒に動いて行きたいな
と思っています。それから委員長さん、いつも司会をされて、それで私たちが
たくさんまとまらない意見を言っているのに、前に進めていただくのがとても
大変だったのではないかと思います。皆さんにとっても感謝しています。本当に
どうもありがとうございました。

B 副委員長 一言だけ言わせていただきますと、疲れしました。この1年で本当に疲れたな
という感じがします。検討委員会などいろいろやってきましたけど、この検討
委員会ぐらいひどく疲れた検討委員会はなかったなという気がします。なぜか
といえば、自分たちの足で稼ぎ、また頭だけではなくて身体全体でやってきた
検討委員会というのは、これが初めてだと。同じような検討委員会を、「お前、
またやるか？」といわれたら、多分「俺、ご遠慮したい」と言いたくなるぐら
い疲れたという気がします。それぐらい疲れたという検討委員会で、皆さんが
私たちを助けてくれて、ここまで持って来れたと。特に本当に忙しい委員長の
素晴らしいリードで、ようやくここまで持って来れたということは、やはり委
員長の素晴らしいリーダーシップがあってこそだろうということで、私自身も
深く感謝申し上げます。皆さん方にも感謝申し上げて、少しでも元気を取り戻
したいなと思って、6月から元気を取り戻すように頑張りたいと思います。あ
りがとうございました。

委員長 最後になってしまいましたけども、1年間、本当にどうもありがとうございました。
皆さんのおかげ、それから事務局の献身的な仕事ぶりで何とか最終答
申までこぎつけたということに、本当に心から感謝いたします。もう去年の時
にはできるのか、本当にという。1年しかないわけですから、本当に強行軍で
ございましたけれども、それぞれの役割をきちんと果たしていただきまして、
委員長としましては何も言うことございません。私自身としても、こんな性格
なものですから、ある時には強権的に、ある時にはいい加減にやって、いろい
ろご不満もあろうかと思えますけども、こればかりは私もどうしようもござ
いせんものですから、委員長にしてしまった人がそういう責任を取っていただ
きたいという感じがします。それで今後は、先ほどから出ておりましたけれ
ども、条例にして、それを普及していくという、これからの話になるわけです

けども、私としては多分いろんな所からまた条例に対して、子どもの権利に対していろいろな議論がまたあるかもしれません。その時には元委員長として市議会に行って説明しろといったら、やはり行って説明をするぐらいのご協力はさせていただきたいと思いますので、何なりと事務局の方から私の方に言っていただければ。事務局の方でもなかなか答えられないことでも、私だったらもう自由人ですからね。何でもしゃべってしまえるということがございますので、事務局の皆さんが言えないようなことを言ってもらいたい時には、私を是非使ってください。それで是非いい条例ができればなと心より念願しています。本当に1年間、どうもありがとうございました。感謝致します。

(拍手)

事務局(課長) 1年間、本当に委員の皆さま、どうもご苦労様でございました。去年の4月から始まりまして、委員会、それから部会、ワーキング、懇談会、出向き調査、全部数えましたら120回ぐらいやっているのですよね。だから1年間365日のうち、ほぼ3日に1遍、同じ日に2回やっているようなこともありますけど。3日に1遍ぐらいのペースでやってきたという。他都市で言えば、3年、5年かけてやったことを1年間で、本当に中身濃くやってきたのではないかなと思っております。先ほどB副委員長がおっしゃっていましたが、本当にもう1回やれと言ったら、とてもできないと私もちょっと思います。力不足なことですか、この1年間の中で本当に委員の皆さまにはいろいろご不満な点、多々あったかと思えますけども、本当に最後の方は1回の委員会が、5時間が普通という、6時からやったらほとんど12時という、それが1日置きなんていう、信じられない強行日程を、よく委員の皆さまにやっていただけたんだなと思って、本当に感謝しております。ありがとうございます。最終答申はこれで終わりですが、最終答申としては本当に皆さまのご努力で完成させていただいたのですが、今後ここから条例を通すために、そういう意味では条例全体にしたら、まだ4合目。この間委員長が胸突き八丁とおっしゃっていましたが、私たちはこれからまたさらに、胸突き八丁がまだあるという感じでございます。委員の皆さまのこれからのご支援もよろしくお願ひしたいと思います。本当に1年間、どうもありがとうございました。

事務局(A) 去年の12月ぐらいに突然、こちら側にいる人たちに子どもの権利の担当になるように、という話がまいりまして、ちょっとびっくりしていた訳ですけど、頑張ってきたつもりです。若造のくせに、けっこうワーキングの時から、生意気なことを言ってしまった面もあるかと思うのですが、気を悪くしていたら申し訳ありません。これからまた頑張って、この仕事をやっていきたいなと思います。これからもご協力よろしくお願ひします。ありがとうございました。

事務局(B) どうも1年間、ありがとうございました。私も去年4月にこの職場に異動し

まして、ちょうど検討委員会の最初の、1回目の委員会をやるほんの1週間前にここにきて、検討委員会と一緒に仕事をするのが自分の仕事だと思って、今まで働いてきたのですが、今日で検討委員会が終わるということでちょっと寂しいのですが、これからはまだ条例ができるまで仕事は続きますし、出来上がってからも続いていくと思いますので、皆さん、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局(係長) 私はこの4月に未来局の方に異動になりまして、異動する1週間ぐらい前でしたでしょうか、課長から電話がありまして、1日から来いと言われて、1日、とりあえず普段着のまま来て、4時間、5時間ぐらいでしたでしょうか、「あ、これは大変な所だな」と思った記憶が、もう2カ月前ですけど。2カ月前ですけども、半年、1年ぐらいいたような、そんな気持ちになっていますね。多分、委員の皆さま方はもう4年、5年ぐらいやってきたような、そんな感覚なのではないかなと。本当に熱心な議論、それから先ほど足でとおっしゃっていましたが、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。また最終答申をいただきまして、我々の方でまたこれから条例づくりに向けて頑張っていきたいと思っておりますので、また委員の皆さまにもご協力よろしく申し上げます。

事務局(部長) 私も4月からこちらに参りまして、来る人から「あんた、エライ所に行ったな」と言われまして、実際そう思って来ましたら、来てからはそれ以上に本当に実感いたしました。来る前は手帳を見ていたら、ほとんど真っ白の予定だったのでんですけども、こっちに来たら真っ黒で、そしてワーキングが先ほど事務局(課長)から話がありましたけども、見ましたら5月の10、12、14と1日置きに夜ございまして、今思い出しますと、家に帰ったらだいたい夜中だったのでんですけども、うちのカミさんが逆に体調を崩しまして、私は体調を崩しませんでした。カミさんがちょっと体調を崩しまして、「あんた、大丈夫？」と言われていたんですけども。こんなことで今、胸突き八丁という話がありましたけれど、これから答申をいただいて、山登りに例えますと25名の大部隊が立派なベースキャンプを築いていただきまして、これから1つ、2つとアタックキャンプと言いますか、頂上目指してキャンプを上を上げていくという形になると思います。山は高く、急峻だと思っていますから、いろんな所でまたさまざまなお支援をいただきたいと思っています。どうもありがとうございました。

市教委(C) 教育委員会のCと申します。こういう形で、なかなかこの場でお話しする機会はあまりなかったのですけれども、教育委員会の一応代表と言いますか、そういう形でずっと1年間関わらせていただきました。なにぶんにも大きな組織体でありますので、質問されたことについてなかなか即答できないことがあったりですとか、そういうことでご迷惑をおかけしたということもありました。そういうような中で、1年間関わらせていただきました。まったく個人的な話

をさせていただきますと、自分は学生時代に海外ボランティアをやった経験がありまして、その経験で教員になったのですが、僕は元々現場の教員でしたのですが、10年前に、権利条約がちょうど批准された時に、今も学校現場で配られているパンフレットを作るという、自分は小学校の教員なものですから、そのパンフレット作りに関わることが10年前にありました。自分はその学生の経験も生かしながら、そのパンフレット作りに関わった思い出があります。10年後、また違った形でこういうことに関わるというのは、その時はまったく考えていなかったのですが、これも1つの縁なのかなと思いながら関わらせていただきました。今後は教育委員会という立場もちろんあります。ただ個人的には、1人の教員としては学校現場、そして子どもたちを日々目の前にして頑張ってきておりますので、そういった子どもたちにここでの議論を踏まえながら、自分が教員として頑張っていきたいこと、そういうことを伝えていきたい。この子どもの権利も含めて、いろんなことで子どもたちに、これからも関わっていきたいなと思っております。最後にちょっと個人的なお話を申し上げて、申し訳ございませんでした。本当に1年間、どうもありがとうございました。

事務局(H) こんな所で、最後に発言すると思いませんでしたけども。私、事務局の裏方として、昨年の9月頃からずっとかなりの部分をお付き合いさせていただきまして、答申の中身を相当詳しく分かっております。答申が出たあと、陰の答申普及委員ということで、聞かれたらいろんな方に説明する役回りもさせていただこうかなと思っております。皆さま、本当にご苦労様でございました。ありがとうございました。

事務局(局長) どうも皆さん、1年1カ月ちょうどになりますけれども、本当にお疲れ様でございました。と同時に本当にありがとうございました。事務局側の代表として、最後の締めをさせていただきたいと思っております。去年7月に、子ども未来局長ということで、途中からこの権利条例づくりに関わることになりました。正直申し上げますと、7月にあった検討委員会の中でご挨拶を申し上げた時に、委員長もおっしゃっていましたが、本当に権利条例をつくるということは、この短い期間の中でできるのだろうかというようなことを正直思っておりました。先ほど課長の方から、すさまじい100回を超えるさまざまな会議の積み重ね、そして私自身は1つひとつの会議に出席ということではなかったのですが、最後の最終日ということで、今日途中からではございましたけれども、皆さん方の会議に出席させていただきまして、その中での皆さま方の子どもに対する熱い思いというものを本当に身体で感じたところでございます。こういったやり取りが何百回もといいますが、本当に100回以上も繰り返されたんだなと思っております。来週5月30日に、上田市長に最終答申書ということ

で手交式がございますけれども、そのあと条例づくりに向けまして、皆さま方の熱い思いのこもった答申書をいただいて、それをいかに具体的な条例ということで作り上げるかというのが、今度こちら側の仕事になっていくところがございます。本当にいろいろな皆さま方、この会議の中でもまだまだ思いを尽くせなかった部分というのはあるかと思っておりますけれども、その思いを含めまして、いつも事務局側として条例づくりに全力を傾けて参りたいと思っております。また、これから庁内調整等さまざまなことがありますけれども、委員長はじめ皆さま方から「応援するよ」と、市民に対するPRも含め、また議会に対しての自分たちの意見をいくらかでも述べるよという、非常に心強いお言葉をいただきました。子どもの権利条例、子どもの権利そのものがまだ浸透していない状況の中で、条例をつくるということは非常に厳しいと思っておりますけれども、皆さま方のそういったお力を借りながら、本当にいい条例にしていきたいと思っております。また市民1人ひとりの間に、子どもの権利という意識が根付くような形にしなければ、実際に条例ができたとしても、生きないと思っておりますので、そういう意味ではそれぞれのご地域の中で、あるいは職場の中で、皆さま方が中心になって、市民に対する子どもの権利の浸透に向けてのお力をまたお借りしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本当にこの1年1カ月、ありがとうございました。また皆さま方のますますのこれからのご活躍、それとご健勝を祈念申し上げ、この1年1カ月のお礼に代えさせていただきますたいと思っております。本当にありがとうございました。またお疲れ様でございました。

委員長

というわけで、めでたく最終答申も確定し、最後の検討委員会も終わって、言いたいことを言って、あとは本当に自分たちのいろんなできることで、条例づくりにまた協力して参りましょう。自信を持って、協力して参りましょう。それでは、最終のこの検討委員会、19回、終わっていきたいと思っております。どうもご苦労様でした。ありがとうございました。